

第 1 回政策評価委員会における主な意見と対応及び
平成 29 年度施策に関する事後評価書（案）
（通常評価対象施策修正箇所）

目 次

1. 地球温暖化対策の推進	・・・ 4
4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	・・・10
6. 化学物質対策の推進	・・・18
7. 環境保健対策の推進	・・・20
10. 放射性物質による環境の汚染への対処	・・・22

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部署の対応整理表

【地球環境局】

目標	発言委員	委員の発言	各部署の対応
1	3	山本委員(P7) ・緩和策、適応策について、7月の豪雨災害や熱中症被害の現状に鑑み、環境省の取組の加速化・国民への周知を徹底的に実行すべき。国民が一過性のものと誤解しないように非常事態宣言を出すべき。	<p>・評価書に反映。 平成29年度施策に関する事後評価書・目標1-1の記述に以下のとおり追記いたしました。※赤字が変更箇所</p> <p>目標1-1/評価結果/次期目標等への反映の方向性 「○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に着実に取り組んでいく。」</p> <p>・評価書に反映。 平成29年度施策に関する事後評価書・目標1-3の記述を以下のとおり修正いたしました。※赤字が変更箇所</p> <p>目標1-3/評価結果/次期目標等への反映の方向性 「○平成30年6月に、気候変動適応法(平成30年法律第50号)が成立した。地球温暖化が進行すれば、豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることは間違いないことから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。」</p> <p>・なお、本年7月27日に、中川雅治環境大臣より、「今夏の豪雨災害・記録的猛暑への対応について」を発表し、国民に向け、7月の豪雨災害、猛暑を踏まえ、気候変動対策を緩和・適応の両面について一層加速化させていく必要があることを発信いたしました。 以下、本メッセージの抜粋となります。</p> <p>「地球温暖化に伴い豪雨や猛暑日の発生頻度が増加する可能性が高いことは従来から指摘されてきたところです。世界気象機関による分析でも、今回見られている現象は、長期的な地球温暖化の傾向と関係しているという見解が示されています。また、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)によれば、今後地球温暖化が進展した場合、猛暑や豪雨に見舞われるリスクが更に高まるとされています。こうした認識の下、気候変動対策を緩和・適応の両面について一層加速化させてまいります。」</p>
1	1	三橋委員(P8) ・適応策は、対象治療に過ぎない。「目標1-1地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり」がもっとも重要である。目標1-1の記述の仕方について、危機感を発信する形に変更すべきである。	<p>評価書に反映。 平成29年度施策に関する事後評価書・目標1-1の記述に以下のとおり追記いたしました。※赤字が変更箇所</p> <p>目標1-1/評価結果/次期目標等への反映の方向性 「○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に着実に取り組んでいく。」</p>
1	1	三橋委員(P8) ・日本が他国から批判を受けている石炭火力の問題について記述すべき。	<p>評価書に反映。 平成29年度施策に関する事後評価書・目標1-1の記述に以下のとおり追記いたしました。※赤字が変更箇所</p> <p>目標1-1/評価結果/施策の分析 「○我が国の温室効果ガス削減目標に深刻な支障を来すことが懸念される石炭火力発電に対し、その抑制の動きがある中で、電気事業レビューや環境アセスメントを通じた厳しい姿勢で臨む必要がある。」</p>
1	1	百瀬委員(P9) ・目標1-1の記述の仕方について、危機感を発信する形に変更すべきである。	<p>評価書に反映。 平成29年度施策に関する事後評価書・目標1-1の記述に以下のとおり追記いたしました。※赤字が変更箇所</p> <p>目標1-1/評価結果/次期目標等への反映の方向性 「○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に着実に取り組んでいく。」</p>

目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
1	1 百瀬委員(P10)	・フロン排出抑制法の施行の徹底を行うべき。特に、ノンフロンへの切り替えを促し、代替フロンの漏洩がないようにするべき。	評価書は従前通り。 御指摘のとおり、フロン排出抑制法の施行をさらに徹底してまいります。また、省エネ型自然冷媒機器への導入補助事業等も活用し、ノンフロンへの切り替えを促してまいります。
	百瀬委員(P10)	・森林吸収源対策としての森林保全の実効性確保をすべき。	評価書は従前通り。 森林等吸収源対策については、目標が達成できるよう、林野庁をはじめとする関係省庁と引き続き協力を進めてまいります。
1	3 藤井委員(P11)	・教育現場での熱中症対策を徹底すべき。	環境保健部が対応。
1	3 藤井委員(P11)	深刻な猛暑の状況に対して、環境省の深刻さが見えない。	環境保健部が対応。 【地球局対応箇所】 評価書に反映。 平成29年度施策に関する事後評価書・目標1-1の記述に以下のとおり追記いたしました。※赤字が変更箇所 目標1-1/評価結果/次期目標等への反映の方向性 「○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に着実に取り組んでいく。」
1	1 崎田委員(P12)	・目標1-1の施策について、現在の気候変動の重大さや課題がきちんと伝えられるようにした方がよい。	評価書に反映。 平成29年度施策に関する事後評価書・目標1-1の記述を以下のとおり追記いたしました。※赤字が変更箇所 目標1-1/評価結果/次期目標等への反映の方向性 「○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に着実に取り組んでいく。」
1	2 河野委員(P13)	・温室効果ガス削減に使われている予算の国内対国外の比率は、10対1である。費用対効果を考慮し、海外での温室効果ガス削減に使われる予算額を増額すべきではないか。	評価書は従前通り。理由は以下の通り。 国内の温室効果ガス削減のための事業は、NDCの国内削減目標(2030年度に2013年度比26%削減)を達成するため、さらにはより長期的な削減も視野に入れ、仮に途上国よりも相対的に費用が高くても、日本国内における削減を実施する必要があるために予算として計上しているものです。 他方、JCMについては、同じくNDCに記載のある目標(2030年度までの累積で5,000万から1億t-CO2の国際的な排出削減・吸収量を見込む)を達成するために必要な事業予算を計上しております。 こうした背景の違いがあるため、予算規模のみで比較すると委員ご指摘のとおり状況ですが、それぞれ我が国の貢献として必要な予算を計上しております。 今後とも、国内国外問わず、目的を達成するためにより費用対効果の高い事業の実施に努めつつ施策を進めてまいります。
1	3 大塚委員(P13)	・温暖化適応で問題になっていることについて、測定指標の充実をすべきである。	評価書は従来通り。 ただし、気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づく施策の進捗が測定できるよう、測定指標の充実を検討してまいります。
1	1 大塚委員(P13)	・代替フロンの回収に関する測定指標を作成すべき。	評価書は従前通り。理由は以下の通り。 代替フロンの回収に関する測定指標については、目標1-1における「代替フロン等4ガスの排出量」及び目標2-2における「業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量」に包含されているため、評価書は従前通りとさせていただきます。

目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
1	1 大塚委員(P13)	・JCMを活用して、アジア地域にフロン回収システムを輸出して欲しい。	評価書は従前通り。技術支援による成果は以下の通り。 平成29年度までにJCM資金支援事業で採択した案件は17か国112件であり、2030年までの累積削減量は約760万tCO2が想定されております。 アジア地域にフロン回収システムを展開すべく、フロンの回収・破壊に係るJCMの補助事業を今年度よりモデル的に開始したところです。
1	3 大塚委員(P14)	・熱中症対策マニュアルの教育現場での活用を行うべき。	環境保健部が対応。
1	1 井村委員(P15)	・測定指標「温室効果ガス総排出量(CO2換算トン)について、2030年度目標を上回る削減量を達成するよう対策を進めるべき。	<p>ご指摘の点につきましては、まず第一に、平成28年5月に閣議決定した地球温暖化対策計画に基づく取組を着実に実施し、2030年度26%削減目標を達成することが重要です。</p> <p>加えて、同計画では、対策・施策の進捗状況を毎年厳格に点検するとともに、少なくとも3年毎に目標及び施策について検討を行い、必要に応じて計画を見直すこととしております。</p> <p>パリ協定の目指す脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガスの国内での大幅な排出削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献してまいります。</p> <p>評価書に反映。 平成29年度施策に関する事後評価書・目標1-1の記述を以下のとおり追記いたしました。※赤字が変更箇所</p> <p>評価結果/次期目標等への反映の方向性 「○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に着実に取り組んでいく。」</p>
1	1 井村委員(P15)	・測定指標「非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量」の削減量が増加していない。何か抜本的な対応をすべき。	<p>評価書は従前通り。理由は以下の通り。</p> <p>・我が国の温室効果ガス削減に関する中期目標は、2030年度に2013年度比で26%減の水準にすることとされており、この達成に向けて、地球温暖化対策計画に基づき各種対策・施策を行ってきているところです。同計画では毎年、対策・施策の進捗状況を点検することとしており、昨年度の進捗点検においては、「非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素」に係る対策・施策のうち、排出量削減の実績が見込みを下回るものがあることが明らかになったため、関係省庁と連携しながら、まずはそのフォローアップに取り組んでまいります。</p> <p>・また、同計画については、対策・施策の進捗状況を毎年厳格に点検するとともに、少なくとも3年ごとに目標及び施策について検討を行い必要に応じて計画を見直すこととされているため、これを踏まえ適切に対応してまいります。</p>
1	1 井村委員(P15)	・フロン類の回収量が横ばいで、その原因が分かっていないことは問題である。原因を究明すべきである。	<p>評価書は従前通り。</p> <p>フロン類の廃棄時回収率については、御指摘のとおり10年以上3割台で低迷しているため、その要因を分析すべく、現在、経済産業省と合同で調査を実施しているところです。調査結果が得られ次第、その結果も踏まえて、関係省庁と協力して必要な措置を講じ、フロン類の更なる排出抑制に取り組んでまいります。</p>
1	2 井村委員(P15)	・測定指標「JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開の累積の事業規模」について、技術移転の結果、どのような成果をあげたのか明確にすべき。	<p>評価書は従前通り。</p> <p>技術支援による成果は以下の通りとなっております。</p> <p>平成29年度までにJCM資金支援事業で採択した案件は17か国112件であり、2030年までの累積削減量は約760万tCO2が想定されております。</p>
1	2 井村委員(P15)	途上国のインベントリをきちんと整備する支援をすべき。	<p>評価書は従前通り。</p> <p>アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ(WGIA)を2003年より年一回開催し、途上国に対するインベントリ作成支援を継続的に行っております。</p>

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-①)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取組を進める。					
達成すべき目標	2030年度の温室効果ガス排出を2013年度比26%削減(2005年度比25.4%削減)の水準にするとともに、長期目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	38,542	74,878	80,560	83,261
		補正予算(b)	-	1,000	1,000	-
		繰越し等(c)	1,227	-5,817	4,802	
		合計(a+b+c)	39,769	70,061	86,362	
	執行額(百万円)	32,632	45,079	64,434		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) 第4次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連提出) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(平成28年度5月13日閣議決定) 					

測定指標	温室効果ガス総排出量(CO2換算トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度	
		14億800万	14億1,000万	13億6,200万	13億2,300万	13億700万	-	10億4,200万	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度	
		12億3,500万	12億3,500万	11億8,700万	11億4,700万	11億2,800万	-	9億2,700万	-
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度	
		1億3,440万	1億3,510万	1億3,250万	1億3,040万	1億3,000万	-	1億2,350万	-
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	代替フロン等4ガスの排出量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		25年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度	
		3,860万	3,910万	4,230万	4,530万	4,880万	-	2,890万	-
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量(CO2換算トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	42年度(32年度)		
	-	6,040万	5,790万	5,880万	5,540万	-	約3,700万(約4,690万)	-	
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			
「COOL CHOICE」賛同者数(個人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度		
	-	-	-	-	214万人	515万人	600万人	-	
年度ごとの目標		-	-	-	120万人	240万人			

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>【温室効果ガスの排出状況】</p> <p><温室効果排出量></p> <p>○平成28年度の温室効果ガス排出量は、前年度比1.2%減(1,600万トン減)となった。この原因としては、オゾン層破壊物質である特定フロン(HCFC)から代替フロン(HFC)への転換に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量が増加した一方で、省エネ等によるエネルギー消費量の減少とともに、太陽光発電及び風力発電等の導入拡大や原子力発電の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。</p> <p><温室効果ガスの排出抑制等(緩和策)></p> <p>○2030年度26%削減の目標達成に向けた道筋を明らかにし、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの方向性を位置付けた「地球温暖化対策計画」を、平成28年5月13日に閣議決定し、これに基づき、省エネの徹底及び再エネの最大限の導入を推進している。</p> <p><代替フロン等ガスの排出抑制></p> <p>○代替フロン等4ガスの排出量が増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(平成28年度は前年比7.7%増)したことが原因である。平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議において、フロン類対策のフォローアップを進めているところ。また、モントリオール議定書HFC改正の国内担保法として、代替フロンの製造及び輸入を規制する等の措置を講ずるオゾン層保護法改正案が国会に提出された。</p> <p><吸収源による温室効果ガスの排出抑制></p> <p>○平成32(2020)年度の吸収量目標値は、京都議定書第2約束期間の算定ルールに則して、森林経営による純吸収量が3,800万t-CO₂以上で他吸収源とあわせて計約4,690万t-CO₂の確保を目標としている。また、平成42(2030)年度は森林吸収源対策で約2,780万t-CO₂、他吸収源とあわせて計約3,700万t-CO₂の確保を目標としている。</p> <p>○平成28年度の吸収量の数値は、平成32年度目標値を十分上回っているが、今後、高林齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していくことに注意が必要。</p> <p><COOL CHOICEの賛同者数></p> <p>○COOL CHOICEの賛同者数(個人)は、前年度と比べて倍増している。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>【温室効果ガスの排出削減】</p> <p>○2030年度の2013年度比26%減(2005年度比25.4%減)という目標、さらには2050年までに80%削減という長期目標の達成に向け、さらなる継続的努力が必要。</p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を適切に行う必要がある。</p> <p>○パリ協定を踏まえた削減目標の定期的な更新、提出、前進や地球温暖化対策計画の見直しに備えた対策・施策の検討を行う必要がある。</p> <p>○2050年80%削減を実現する社会の絵姿を示した「長期低炭素ビジョン(平成29年3月 中央環境審議会地球環境部会)」を踏まえ、温室効果ガスの長期大幅削減の鍵となるメッセージや民間企業にとっての機会、課題などをまとめた「長期大幅削減に向けた基本的考え方」を平成30年3月にとりまとめたところであり、これらを政府全体の長期低排出発展戦略(長期戦略)の議論の中で活用し、2020年の期限に十分に先立った長期戦略の策定に取り組む必要がある。</p> <p>○我が国の温室効果ガス削減目標に深刻な支障を来すことが懸念される石炭火力発電に対し、その抑制の動きがある中で、電気事業レビューや環境アセスメントを通じた厳しい姿勢で臨む必要がある。</p> <p>【吸収源対策】</p> <p>○吸収源対策に関する国内体制整備は、我が国の吸収量を正しく算定し、算定結果が国際的に認められるために重要である。</p> <p>○ただし、吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要がある。(森林経営活動は林野庁の所管)</p> <p>【フロン類対策】</p> <p>○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率がここ10年ほど3割程度で横ばいの状況であるとともに、代替フロンの排出量が増加しているため、平成29年3月以降、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議において進めているフロン類対策のフォローアップにおいて、フロン類の廃棄時回収率低迷の要因の分析との向上対策の議論等を進めている。また、モントリオール議定書のHFC改正への対応として、国内担保法等の整備が必要。</p>

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【温室効果ガスの排出削減】 <施策> ○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。 ○「長期大幅削減に向けた基本的考え方」を政府全体の長期戦略の議論の中で活用し、2020年の期限に十分に先立った長期戦略の策定に取り組む。 ○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に着実に取り組んでいく。</p> <p><測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【吸収源対策】 <施策> ○平成32(2020)年度までの第二約束期間においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行う。 ○また、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する国内検証体制の整備を行う。 ○さらに、平成27年12月のCOP21にて合意されたパリ協定の実施細則の構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><測定指標> ○変更の必要なし。</p> <p>【フロン類対策】 <施策> ○フロン類の廃棄時回収率の向上をはじめとした総合的なフロン排出抑制対策を推進する。</p> <p><測定指標> ○変更の必要なし。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会合同会合において地球温暖化対策計画の進捗状況の点検の議論を行った。 ○中央環境審議会地球環境部会長期低炭素ビジョン小委員会において長期大幅削減に向けた道筋の議論を行った。 ○「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、森林等吸収源分野の排出・吸収量の算定方法の改善について議論を行った。 ○中央環境審議会地球環境部会フロン類対策小委員会と産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WGとの合同会議において、モントリオール議定書キガリ改正を踏まえた今後のHFC規制のあり方について報告書を取りまとめるとともに、フロン類対策のフォローアップを行った。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 低炭素室 フロン対策室 研究調査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>木野修宏 馬場康弘 木村正伸</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年6月</p>
--------------	--	----------------------------	-------------------------------	-----------------	----------------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-3)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進					
施策の概要	気候変動の影響への適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。					
達成すべき目標	適応策の推進により、気候変動影響の被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	378	391	702	850
	補正予算(b)	-	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	378	391	702	-	
執行額(百万円)	340	348	683	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定) 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) 					

測定指標	気候変動の影響への適応に関する計画等を策定している都道府県・政令市の数	基準値	実績値					目標値	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	△
		-	-	-	38	43	56	67	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	-
		-	-	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	適応計画策定	適応計画のフォローアップ方法の検討	適応計画のフォローアップの試行	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	○
-		-	2	5	6	8	10		
年度ごとの目標		-	6	6	6	6	-		

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり
	<p>【気候変動適応に関する基盤的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動適応情報プラットフォームを引き続き運用し、適応に関する情報発信を行った。 ○気候変動及びその影響の観測・監視の推進、気候変動予測及び影響評価を検討するチームを立ち上げ、今後の方向性について議論を行った。 ○気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループを設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイト内容等について検討を行った。 ○民間事業者による気候変動適応促進ワークショップを平成29年11月に開催し、気候リスク管理、適応ビジネスの考え方、事例を紹介を行った。 <p>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2次気候変動影響評価に向けて、5つの分野別WGを立ち上げ、第1次気候変動影響評価以降の適応に関する科学的知見収集を開始した。 ○「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018」を5省庁連名で平成30年2月に作成、最新の知見を収集し紹介を行った。 ○2016年度に実施した「適応計画」の適応策について、試行的なフォローアップを行った。 ○平成29年10月に関係府省庁連絡会議を開催し、「気候変動の影響への適応計画の試行的フォローアップ報告書」を取りまとめた。 <p>【地域における適応の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林水産省、国土交通省と連携し、文部科学省の協力も得て、地域における気候変動影響評価等を進める「地域適応コンソーシアム事業」を開始した。 ○地方公共団体からのニーズに基づいて、気候変動影響に関する26項目の調査を開始した。 ○全国を6地域に分割して地域協議会を立ち上げ、各地域の地方公共団体、研究機関等の協力連携体制を構築した。 <p>【国際協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○8か国において、各国政府の関係者と協議し、優先度の高いセクターにおける気候変動の影響評価を実施した。影響評価の結果は、国・地方レベルの政策への提言とするべくとりまとめている。

評価結果	施策の分析	<p>○適応計画に記載された2020年を目途とした第2次気候変動影響評価へつなげていくため、適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していくことが必要である。</p> <p>○平成29年度に実施した試行的フォローアップに引き続き、継続的にフォローアップを着実に実施する必要がある。</p> <p>○第2次気候変動影響評価に向けて知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。</p> <p>○二国間協力により、各国の適応計画に資する政策(インドネシア: RAN-API、モンゴル: NAPCC(国家気候変動行動計画)、フィリピン: LCCAP(地方気候変動行動計画))に貢献することを目的とした気候変動影響評価を実施し、太平洋小島嶼国における我が国技術の適応分野への活用を踏まえた調査研究を行った。</p> <p>○また、タイにおいては情報プラットフォームの基盤整備のための体制構築、ベトナムにおいては地方部における影響評価を実施するための事前調査を行った。</p> <p>○また、途上国の気候変動にかかる行政官の能力向上を目的とした、気候変動影響評価・適応計画の人材育成ワークショップを実施した。</p> <p>○適応策の更なる推進のため、政府計画の法定化や、情報基盤の整備、地域の適応策の推進のための仕組み等を設ける法的枠組みが必要。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○気候変動適応情報プラットフォームを強化し、科学的知見や優良事例の集約・整理と発信を進めることにより、国民・事業者・地方の理解と取組の促進を行う。</p> <p>○適応計画のフォローアップを行い、その課程で明らかになった課題等の整理を行う。</p> <p>○地域における適応の取組を促進するため、地域適応コンソーシアム事業において、地域ニーズに基づいた気候変動影響の予測・評価を引き続き実施する。</p> <p>○地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインを改定、地域適応支援ツールの作成により地方公共団体の適応の取組を支援する。</p> <p>○アジア太平洋地域において我が国の科学研究能力の強みを生かし、各国の気候変動影響評価並びに適応計画策定への貢献を行う。</p> <p>○国際的な適応の推進を目指し、二国間協力で得られたデータセットなどにより、アジア太平洋気候変動適応プラットフォーム(AP-PLAT)を構築する。</p> <p>○平成30年6月に、気候変動適応法(平成30年法律第50号)が成立した。地球温暖化が進行すれば、豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることは間違いないことから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。</p> <p>【測定指標】</p> <p>○気候変動適応法(平成30年法律第50号)に基づく施策の進捗が測定できるよう、測定指標を再検討する必要がある。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、「気候変動適応策を推進するための科学的知見と気候リスク情報に関する取組の方針」の中間とりまとめに基づく取組の進捗について確認を行った。</p> <p>○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイトの内容等について検討を行った。</p> <p>○気候変動及びその影響の観測・監視の推進、気候変動予測及び影響評価のあり方について、学識経験者等からなる「気候変動及びその影響の観測・監視の推進検討チーム」、「気候変動予測及び影響評価の検討チーム」を設置し、気候変動影響の観測・監視、気候変動予測及び影響評価のあり方等について検討を行った。</p> <p>○第2次気候変動影響評価に向け、最新の知見を収集分析するため、5つのWG(「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源、自然災害・沿岸域」、「自然生態系」、「健康」、「産業・経済活動、国民生活・都市生活」)を立ち上げ、最新の知見収集、分析を行った。</p> <p>○地域適応コンソーシアム事業においては、全国運営委員会及び各地域協議会に、各分野の有識者を招聘し、全6地域26項目の調査に関する科学的な助言がなされた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 気候変動適応室	作成責任者名 (※記入は任意)	木村 正伸	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	------------------	--------------------	-------	----------	---------

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部局の対応整理表

【環境再生・資源循環局】

目標	発言委員	委員の発言	各部局の対応
4	1	大塚委員	<p>・測定指標の「廃棄物最終処分量」については既に達成しているため、目標値の上乗せを検討するべきではないか。</p> <p>「廃棄物最終処分量」の目標値については、「次期目標等への反映の方向性」について以下の文を追加。 「なお、廃棄物の最終処分量については、第4次循環型社会基本計画において2025年度で1,300万トンとの目標を立てており、当該目標の達成に向けて着実に取り組んでいく。」</p>
4	1	崎田委員	<p>地球規模で資源循環を効率よく実施していくことが国際的な課題になってきており、その課題を受け止めながら対応していくべきである旨を追記願いたい。</p> <p>評価書の「次期目標等への反映の方向性」について、以下のように修正。 (修正前) 「SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画 (UNEP) 国際資源パネル (IRP) やOECDの報告書を始めとする国際動向等を踏まえつつ、目標・指標の検討を行い、第4次循環型社会形成推進基本計画の策定を行うこととした。」 (修正後) 「G7やG20等における国際的な資源効率性に関する議論や、SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画 (UNEP) 国際資源パネル (IRP) やOECDの報告書を等の国際動向を十分に踏まえつつ、目標・指標の検討を行い、第4次循環型社会形成推進基本計画の策定を行うこととした。」</p>
4	1	井村委員	<p>日本のダイオキシン対策に係るデータを世界に発信していくことは重要であり、この点記載願いたい。</p> <p>評価書の「次期目標等への反映の方向性」について以下の文を追加。 「そのため、我が国の焼却施設におけるダイオキシン対策及びその抑制実績等についても適宜世界へ発信していく。」</p>
4	2	三橋委員	<p>マイクロプラスチックについては世界的にも問題となっているところ、関する指標を追記願いたい。</p> <p>評価書の「次期目標等への反映の方向性」について以下の文を追加 「また、平成30年6月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」に沿い、資源・廃棄物制約、海洋ゴミ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(「プラスチック資源循環戦略」)を策定し、これに基づき施策を進めていく。」 なお、指標については、プラスチック資源循環戦略の策定後、進捗を踏まえながら検討していきたい。</p>
4	2	大塚委員	<p>プラスチックの記載が見受けられないが、回収率も含めた目標を立てていくと良いのではないかと。</p> <p>同上</p>
4	2	藤井委員	<p>容器包装リサイクル制度に参加する市町村数のみに着目するのではなく、中国のプラスチック輸入禁止やE-wasteも含めて対応していくことを留意しておくべきである。</p> <p>同上</p>
4	2	百瀬委員	<p>排出事業者が何をしなければならないのか、また、リサイクルと地域行政の結びつきについて今後入れていただきたい。</p> <p>評価書の「施策の分析」について以下の文を追加 「今後、特に川下での再生利用促進のため、排出事業者に対してセミナー等を通じた情報提供を行うとともに、市町村が食品リサイクル推進に対して積極的に関与するよう求めていくことが必要である。」</p>
4	8	崎田委員	<p>災害対応を通じて得た課題を蓄積していけるようにするべきではないか。</p> <p>評価書の「次期目標等への反映の方向性」について以下の文を修正 (修正前) 「更なる災害廃棄物処理体制の構築に向けて、引き続き取組を進めてまいりたい。」 (修正後) 「更なる災害廃棄物処理体制の構築に向けて、近年の災害対応から得た課題を踏まえ、引き続き取組を進めてまいりたい。」</p>
10	2	大塚委員	<p>仮置き場の現状回復に係る指標を検討すべきではないか。</p> <p>評価書の「測定指標」に以下の指標を追加。 「仮置場から中間貯蔵施設への搬入量」</p>

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-13)

施策名	目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築					
施策の概要	循環型社会形成推進基本計画等を着実に実行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、3Rイニシアティブに基づいて国際的な循環型社会構築を図る。					
達成すべき目標	循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、3Rイニシアティブに基づき国際的に3Rを推進することにより、循環型社会の形成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	737	652	634	672
	補正予算(b)	-	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-	△ 108	-	
	合計(a+b+c)	737	652	526	-	
執行額(百万円)	719	570	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	インフラ輸出戦略(平成29年度改訂版)					

測定指標	資源生産性(GDP÷天然資源投入量)(万円/トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	×
		24.8	37.8	37.8	38.2	-	-	46.0	
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
	循環利用率(循環利用量÷総物質投入量)(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	△
		10.0	16.1	15.8	15.6	-	-	17.0	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	
	廃棄物最終処分量(百万トン)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		12年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		56.0	16.3	14.8	14.3	-	-	17.0	
		年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 資源生産性については、平成22年度以降横ばい傾向にあり、目標値の達成に向けた状況は厳しくなっている。一方、循環利用率は近年横ばいとなってきているが、目標を達成する見込みである。廃棄物最終処分量は目標値を超過達成している。また、我が国循環産業の海外展開に向けて、発展途上国との協力覚書等に基づく協力関係の構築を進めるとともに、アジア太平洋3Rフォーラム等を通じて、着実にアジア各国における3Rの取組を推進している。
	施策の分析	測定指標の中で、目標値を達成していない資源生産性は、GDPを我が国に投入される天然資源等投入量で割った値であり、その改善のためには、GDPの増大、又は天然資源等投入量の削減を図る必要がある。平成22年度以降、GDPはほぼ横ばいである一方で、東日本大震災等の影響により、天然資源等投入量が横ばいになっている。このように、資源生産性は、経済・社会動向によって大きく左右されるため、その数値の評価が難しいところであるが、今後、外的要因を可能な限り排除したり、又は、補助的な指標を用いることで、適正な評価・分析を行っていく。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】 G7やG20等における国際的な資源効率性に関する議論や、SDGs、富山物質循環フレームワーク、国連環境計画(UNEP)国際資源パネル(IRP)やOECDの報告書等を国際動向を十分に踏まえつつ、目標・指標の検討を行い、第4次循環型社会形成推進基本計を策定した。また、上流側での取組を強化し、ライフサイクル全体での取組を進めていくことにより、各指標を向上させていく。 また、3Rイニシアティブやインフラシステム輸出戦略(29年5月)に基づき、我が国循環産業の海外展開の更なる促進を図り、焼却施設やリサイクル設備等の年間輸出量(総額)を拡大させていく。これに併せて、我が国の焼却施設におけるダイオキシン対策及びその抑制実績等についても適宜発信していく。 なお、廃棄物の最終処分量については、第4次循環型社会基本計画において2025年度に1,300万トンとの目標を立てており、当該目標の達成に向けて着実に取り組んでいく。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次循環型社会形成推進基本計画中の指標の改善状況について検討するWGを設置し、指標・目標の達成状況とその要因分析を行った。 ・基本計画に記載された施策については、2R(リデュース(廃棄物等の発生抑制)及びリユース(再利用))に関する意見交換会や、地域循環圏形成推進のための研修を開催し、専門家の知見を伺った。 ・上記の取組を含めた循環型社会形成施策全体について、中央環境審議会循環型社会部会において有識者の審議を踏まえて点検・評価報告書を作成した。
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について(平成29年5月中央環境審議会)</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>循環型社会推進室長</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年8月</p>
--------------	------------------------------	----------------------------	------------------	-----------------	----------------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-14)

施策名	目標4-2 各種リサイクル法等の円滑な施行によるリサイクル等の推進					
施策の概要	各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する					
達成すべき目標	定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	647	467	442	449
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	400	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,047	467	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	240	430	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	日本再興戦略 二. 戦略市場創造プラン テーマ2:クリーン・経済的なエネルギー需給の実現					

測定指標	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量(千トン)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	△
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	家電リサイクル法における特定家庭用機器の回収率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	△
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	31年度	△
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	-
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバック類)の再資源化率(%)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	各年度	○
		-	「別紙のとおり」						
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト]	基準値	実績値					目標値	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	△	
	-	「別紙のとおり」							
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合[%]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	×	
	-	「別紙のとおり」							
年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/		

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○容器包装リサイクル法については、全市町村に対する分別収集実施市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトルが前年に引き続き9割を超えた。一方で、分別収集量については、ペットボトル、プラスチック製容器包装、飲料用紙製容器、その他の色のガラス製容器は近年横ばいとなっている。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成28年度の再商品化率において、家庭用エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の全品目について法定基準が引き続き達成されている。また家電リサイクル法における回収率については、平成28年度は50.7%となっており、一定の成果を上げている。</p> <p>○食品リサイクル法については、業種別に設定された平成31年度における再生利用等実施率の目標に対して、食品製造業では既に達成されているが、食品小売業、食品卸売業及び外食産業では達していない。</p> <p>○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率が、平成20年度89.4%、平成24年度94.4%となっており、平成30年度までの目標(95.0%)に向けて着実に成果を上げている。国土交通省による実績調査が、次回は平成30年度に予定されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)、ガス発生器(エアバッグ類)のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○小型家電リサイクル法については、小型家電の回収量が、平成26年度に5万トン、平成27年度に6万7千トン、平成28年度に6万8千トンと着実に増加している。</p> <p>○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、高度なりサイクルやリサイクル促進のための社会スキーム形成等をビジネスモデルとして実証する事業者への支援を行っている。「容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合」については、ペットボトルからペットボトルや食品容器等への物性を損なわない水平リサイクルの推進に向けた課題(技術を持つリサイクラーの育成、運搬や再商品化に要する低コスト化、サプライチェーンの構築等)を把握している。</p>
	<p>施策の分析</p>	<p>○容器包装リサイクル法の分別収集計画量について、ここ数年向上が見られないのは、容器包装リサイクル法が市町村参加型の分別収集に関する促進法であり、市町村は、容器包装廃棄物の焼却・埋立て量の削減メリットと、分別収集・選別保管に係る費用支出とを勘案しながら参加を検討している背景があるものと考えられる。</p> <p>○食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率については、分別の困難性等の理由から、食品流通の川下に行くほど低下する傾向にあり、今後、特に川下での再生利用促進のため、排出事業者に対してセミナー等を通じた情報提供を行うとともに、市町村が食品リサイクル推進に対して積極的に関与するようを求めていくことが必要である。</p> <p>○家電リサイクル法の回収率について、アクションプランに基づく各種の取組の効果が一定程度生じていると考えられることから、引き続き、同プランに基づく取組を一層推進していくことが必要である。</p> <p>○小型家電リサイクル促進に向けた市町村支援事業および優良事例の横展開を通じて、市町村による効果的なピックアップ回収、ステーション回収の促進を図り、回収量の向上を目指す。</p> <p>○自動車リサイクルの推進・質の向上にむけては、再生資源利用拡大や環境配慮設計の推進が必要である。</p> <p>○建設リサイクルについては、解体業者による分別解体、リサイクル事業者による建設廃棄物の再資源化などを推進していく必要がある。</p>

<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【施策・測定指標】</p> <p>○容器包装リサイクル法については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月31日)において、「既に参加している市町村や消費者の取組促進、これまでの努力や貢献に対する評価及びその国際比較の可能性の検討、未参加市町村の参加促進方策の一つとして、国全体としての目標の設定について検討を開始すべきであり、そのため、まずは容器包装全体のフローを整理した上で、目標設定に向けてどのような指標が適当かの検討を進めるべき」とされており、これを踏まえ、今後マテリアルフローの整理に伴い、適宜目標値等について更新を行う予定である。</p> <p>○家電リサイクル法については、法定の再商品化率と製造業者等が実際に達成している再商品化率との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、法定水準を引き上げた(平成27年4月1日施行)。また、平成27年3月に家電リサイクル法の基本方針に回収率目標を設定し、平成28年3月に、家電リサイクル制度の関係主体における連携した具体的な取組と取組目標及びその評価・点検の方法について定め、回収率目標を確実に達成するためのアクションプランを策定している。</p> <p>○食品リサイクル法については、平成27年7月に策定した新たな基本方針において、食品関連事業者の業種ごとの再生利用等実施率について、平成27年度から平成31年度までの新たな目標(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)を盛り込んだところ。食品関連事業者の目標は、食品関連事業者の再生利用等に関する努力のみによって達成されるものではなく、食品循環資源の再生利用等を促進するため、国、地方公共団体、再生利用事業者、農林漁業者等及び消費者が連携しつつ、それぞれ積極的に役割を果たすことが重要であるとしている。</p> <p>○建設リサイクル法については、特定建設資材(建設発生木材)の再資源化等率の向上のため、引き続き、特定建設資材に係る分別解体等の現状の変化に応じて、適切な分別解体による再資源化方策の検討を行う必要がある。</p> <p>○小型家電リサイクル法については、平成24年8月に公布され、平成25年4月に施行されたところであり、安定的な制度の推進を図るため市町村等の参加を促進していく必要がある。小型家電の回収量の目標設定については基本方針において、目標の達成状況、社会経済情勢の変化などを踏まえることとしており、平成30年秋に予定している審議会等の議論を踏まえ、必要な調査・見直しを行う予定である。</p> <p>○資源有効利用促進法については、パソコン及び小型二次電池の再資源化率の更なる向上のため、引き続き、製造業者等に対して調査を実施していく必要がある。</p> <p>○自動車リサイクル法については、平成27年9月に、中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会において施行状況の評価・点検がなされた。この中で、現在の自動車破砕残渣の再資源化率に加えて、新たに、解体・破砕段階を含めた自動車全体のリユース・リサイクルの進捗に関する目標・指標について検討を行うべきとの指摘を受けた。これを踏まえて、必要な調査・検討を実施する予定である。</p> <p>○我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(ビジネスモデル支援)については、目標値の達成に向けて、引き続き、適切なリサイクルの推進に検討を進める必要がある。</p> <p>○また、平成30年6月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」に沿い、資源・廃棄物制約、海洋ゴミ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(「プラスチック資源循環戦略」)を策定し、これに基づく施策を進めていく。</p> <p>○また、平成30年6月に閣議決定された「第4次循環型社会形成推進基本計画」に沿い、資源・廃棄物制約、海洋ゴミ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略(「プラスチック資源循環戦略」)を策定し、これに基づく施策を進めていく。</p>				
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会循環型社会部会の容器包装の3R推進に係る小委員会、家電リサイクル制度評価検討小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。</p>				
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(環境省)</p> <p>○家電リサイクル実績について(経済産業省、環境省)</p> <p>○食品リサイクルの現状(農林水産省、環境省)</p> <p>○建設副産物実態調査結果について(国土交通省)</p> <p>○資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(経済産業省、環境省)</p> <p>○自動車リサイクル法の施行状況(経済産業省、環境省)</p> <p>○第三次循環型社会形成推進基本計画</p> <p>○一般廃棄物の排出及び処理状況等について(環境省)</p>				
<p>担当部局名</p>	<p>環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>リサイクル推進室 長</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年8月</p>

測定指標		1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト] ア. ガラス製容器 イ. 紙製容器包装 ウ. ペットボトル エ. プラスチック製容器包装 2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%] 3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%] ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率(建設発生木材:%) 5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ(シュレッダーダスト)及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%] ア. 自動車破砕残さ(シュレッダーダスト) イ. ガス発生器(エアバッグ類) 6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ト] 7. 容器包装リサイクル法に基づき再商品化されたもののうちペットボトルへ再商品化された割合(ペットボトル) 8. ペットボトルの国内再商品化率(国内再資源化量/指定ペットボトル販売量)									
年度ごとの目標値		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標年度	目標値	
指標1	ア	年度ごとの計画値	810	807	781	779	771	770	770	30年度	770
		実績値	798	782	788	766					(計画値)
	イ	年度ごとの計画値	133	132	136	136	112	114	114		114
		実績値	90	82	80	77					(計画値)
ウ	年度ごとの計画値	306	305	305	306	292	291	291	291		
	実績値	302	292	293	298				(計画値)		
エ	年度ごとの計画値	846	759	763	770	745	751	751	751		
	実績値	734	731	746	739				(計画値)		
指標2	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	56	-	30年度	56	
		実績値	49	53.1	52.2	50.7					
指標3	ア	年度ごとの目標値	85	85	95	95	95	95	95	平成27年度～平成31年度	95
		実績値	95	95	95	95					
	イ	年度ごとの目標値	70	70	70	70	70	70	70		70
		実績値	58	57	60	65					
ウ	年度ごとの目標値	45	45	55	55	55	55	55	55		
	実績値	45	46	47	49						
エ	年度ごとの目標値	40	40	50	50	50	50	50	50		
	実績値	25	24	23	23						
指標4	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	95	95	30年度	95	
		実績値	調査中	調査中	調査中	調査中					
指標5	ア	年度ごとの目標値	50	50	70	70	70	70	70	各年度	50(～26年度) 70(27年度～)
		実績値	96.0～97.7	-	96.5～98.8	97.3～98.7					
イ	年度ごとの目標値	85	85	85	85	85	85	85	85		
	実績値	93.7～94.6	-	93～94	93～94						
指標6	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	14	14	30年度	14	
		実績値	2.40	5.05	6.69	6.79					
指標7	-	年度ごとの目標値	13	15	16	-	-	-	32年度	30	
		実績値	11.2	12.9	10.6	15.9					
指標8	-	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	32年度	70	
		実績値	44.6	47.6	46.5	46.8					

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-20)

施策名	目標4-8 東日本大震災等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策					
施策の概要	災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。					
達成すべき目標	東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,150	3,704	3,641	3,315
		補正予算(b)	9,532	39,381	7,322	-
		繰越し等(c)	13,952	2,855	30,172	
		合計(a+b+c)	24,634	45,940	41,135	
執行額(百万円)	23,519	43,379	39,726			
平成29年度実施施策に係る政策評価書	第三次循環型社会形成推進基本計画 廃棄物処理施設整備計画 国土強靱化基本計画					

測定指標	市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率	基準値	実績値					目標値	達成
		2013年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2025年度	○
		8%	8%	9%	9%	21%	24%	60%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	10	20		
	ごみ焼却施設における老朽化対策率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		2013年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	○
		77%	77%	79%	88%	91%	93%	85%	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	熊本地震において発生した災害廃棄物処理進捗率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		2016年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	○
		0%	-	-	-	50%	99%	100%	
	年度ごとの目標		-	-	-	30%	99%		

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) ② 目標達成 (判断根拠) 全測定指標において、年度ごとの目標を達成した。
	施策の分析	・平成28年度に引き続き、全ての測定指標について目標を達成した。 ・目標年度における目標達成に向けて引き続き進捗管理を行い、取組を進めて行く必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 ・万全な災害廃棄物処理体制の構築に向けて、引き続き市町村における災害廃棄物処理計画策定に関する取組を更に強化することが必要である。また、近年の災害対応から得た課題を踏まえ、災害廃棄物処理の更なる迅速化を図っていく。 【測定指標】 ・平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、市町村における災害廃棄物処理計画策定率に関する測定指標を見直した。 ・更なる災害廃棄物処理体制の構築に向けて、近年の災害対応から得た課題を踏まえ、引き続き取組を進めてまいりたい。

学識経験を有する者の知見の活用	災害廃棄物対策推進検討会 等
-----------------	----------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	災害廃棄物処理対策の取組状況等の調査結果 等
---------------------------	------------------------

担当部局名	環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室	作成責任者名 (※記入は任意)	災害廃棄物対策室長	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--------------------------------	--------------------	-----------	----------	---------

第1回政策評価委員会における各委員の発言と各部署の対応整理表

【環境保健部】

目標	発言委員	委員の発言	各部署の対応
6	1	崎田委員	・エコチル調査の予算額を明示してほしい。 予算額については、既に、平成30年度事前分析表に記載がある旨を説明したい。
6	2	崎田委員	・今社会で課題になっていることも話題にすることにより、化学物質アドバイザー制度をしっかり活用してほしい。 7月23日に指摘を踏まえ検討する旨回答済み。
6	2	大塚委員	・PRTRの総排出量・移動量が横ばいの問題について、目標設定の是非を検討すべきではないか、 7月23日に、御指摘の論点を含め、大塚委員にご指導も得つつ、PRTRの見直しの検討を進めたいと説明し、了承済み。なお、PRTRの見直しについては、事後評価書「次期目標等への反映の方向性」③において既に記述あり。個別論点については検討途上のため明示しないこととしたい。
1	1	藤井委員	教育現場での熱中症は深刻であり、悠長にしていられない。環境省が腰を入れて、きっちり事態の深刻さを伝えるべき ・御指摘の熱中症対策の追加対策については、 ①7月27日、環境大臣が閣議後記者会見で「今夏の豪雨災害・記録的猛暑への対応について」として、メッセージを発信。 ②熱中症予防強化月間を7月だけでなく、8月に延長 ③8月2日、第2回熱中症関係省庁連絡会議を緊急に開催。メンバーに経産省、国交省、観光庁を追加。 【必要あれば、8月24日に関係資料を配布、説明も可能】 ・上記追加対策は、30年度施策なので、事後評価書の中では、「次期目標等への反映の方向性」の施策の「②、③」に以下のように追記。 「特に、平成30年夏の酷暑において熱中症予防強化月間の延長、関係省庁連絡会議の参加メンバーの拡大など追加施策を講じたことも踏まえ、環境省の熱中症対策や文部科学省、厚生労働省等との連携を強化する。」
1	1	山本委員	今年(豪雨や)夏の熱波の状況の中で、環境省から非常事態宣言がなされないのか。(さらに温暖化の抜本対策と適応策を早急に講じるべき)
1	1	須藤委員	熱中症対策の効果等を、評価書の中に組み込めるようにしてほしい。
1	1	大塚委員	・熱中症について、環境省はマニュアルを作成するだけでなく、文科省と連携し、学校に教育現場に反映されるようにしてほしい。
10	3	藤井委員	甲状腺がんについての環境省の見解を含めて、市民の中には大変不信感を持っているところがあるので、正当性を説明するだけでなく、市民の声にきっちり耳を傾けてほしい。 ・事後評価書の「目標達成度合いの測定結果」の「判断根拠」に以下のように追記。「・・・リスクコミュニケーション事業等を実施した。自治体職員研修、住民セミナー、車座意見交換会等の参加者からの声として、必要な情報を得て不安が解消されたという声もある一方、説明内容の重点化の必要や一回だけでは理解しにくいという声があった。」
10	3	崎田委員	健康管理、健康不安対策については、講座の実施回数だけで評価するだけでなく、地域の方の不安に対し、情報が入っているかという、政策の効果を評価する視点がほしい。 ・事後評価書の「評価結果」「施策の分析」に以下の通り追記。 「なお、実施に当たっては、説明内容の重点化や実施回数などについて改善が必要である。」

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-30)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理					
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性のある化学物質については、血液・尿のモニタリングにより、人体へのばく露量を継続的に把握する。さらに、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。					
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。⑤人の血液・尿のモニタリングにより、日本人の体内中の化学物質の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価、化学物質管理のための基礎情報を得る。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	728	709	765	826
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	728	709	765	-
執行額(百万円)	693	693	717	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	○
		-	61	131	73	25	134	517	
	年度ごとの目標値	/	40	40	40	40	40	/	
	②有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	基準値	実績値					目標値	○
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	32年度	
		試験法の調査・検討	調査・検討	調査・検討	試験法案の作成	試験法の比較検討	試験法の比較検討	標準化のためのデータ提供	
	年度ごとの目標値	/	-	-	試験法案の作成	課題抽出、試験法案の検討	課題への対応の検討、試験法案の改善	/	
	③PRTR対象物質の環境への総届出排出量・移動量(トン)の把握	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	377,048	383,713	375,384	375,924	集計中	-	
	年度ごとの目標	/	-	-	-	-	-	/	
	④化学物質アドバイザーの派遣数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	×
		-	28	27	24	23	17	-	
年度ごとの目標	/	-	28	27	24	27	/		
⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査の対象となる化学物質数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○	
	-	68	68	69	69	51	-		
年度ごとの目標	/	68	68	69	69	調査計画の見直しのための検討を実施	/		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠)	<p>①平成29年度に化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数は年度ごとの目標値の4050物質を上回っていない。平成29年度までの累積実績値は483物質であり、累積目標値の300物質を上回っており、累積目標を達成している。</p> <p>②平成29年度には、水中での毒性試験が困難であり有害性の評価が難しい難水溶性の物質に関して、Passive dosing手法を用いた実験的検討を行い、従来の手法との結果の比較検討を行った。Passive dosing手法の有効性に関する一定の結果が得られ目標を達成している。</p> <p>③PRTR制度については、事業者の化学物質管理の自主的改善と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施しており、対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にある。一方で、近年では前年度比で排出量・移動量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。</p> <p>④化学物質アドバイザーについては、地域のリスクコミュニケーションの促進を支援する観点から本制度の周知に努め、平成29年度においては平成28年度とほぼ同水準の派遣状況となった。</p> <p>⑤化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、平成29年度に調査計画の見直しのための検討を行うとともに保管試料を用いて51物質の分析を行っており、目標を達成している。</p>
	施策の分析		<p>①化審法に基づき、毎年度スクリーニング評価を着実に実施している。</p> <p>②難水溶性の物質や揮発性の高い物質など、毒性試験を行うのが困難な物質に対する試験手法の検討及び従来法との結果の比較を毎年実施しており、正確な有害性評価に貢献している。</p> <p>③PRTR制度に基づき、対象物質の環境への総排出量・移動量を集計・公表することで、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進及び化学物質分野の取組推進に向けた基礎データとして活用されること等による環境の保全上の支障の未然防止に貢献している。また、身の回りの化学物質の排出量・移動量の把握により、国民等がリスクコミュニケーションの重要性を認識することができる。一方で、より一層の排出量・移動量の抑制に向けた対策が必要である。</p> <p>④化学物質アドバイザーについては、PRTR制度により化学物質の排出量・移動量を国民等が把握できるようにしていることを踏まえて、地域のリスクコミュニケーションの促進の支援に貢献している。一方で、化学物質アドバイザーの派遣数については大きな増加は見られないので、より一層の周知が必要である。</p> <p>⑤化学物質の人へのばく露モニタリング調査においては、人体へのばく露量データの収集・解析・公表を通じ、化学物質に関する国民の理解を深めることに寄与している。</p>
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	<p>①化学物質のリスク管理を推進するため、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を着実に進めていく。</p> <p>②有害性の評価を行うのが困難な物質に対し、引き続きその試験手法の検討・比較を行っていく。</p> <p>③PRTR制度による化学物質管理の実効性を担保するため、平成30年度のPRTR制度の見直しを踏まえ、引き続き、排出量・移動量の抑制に向けた取組に努める。</p> <p>④リスクコミュニケーションのより一層の推進を図るため、引き続き、化学物質アドバイザーの制度の周知に努める。</p> <p>⑤化学物質のリスク管理を推進するため、引き続きばく露モニタリング調査のデータ収集・解析を行い、化学物質に関する国民の理解の促進に努める。</p>
		【測定指標】	<p>①引き続き、化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数を測定指標とする。</p> <p>②引き続き、有害性評価が困難な物質に対する試験法の比較検討を着実に進める。</p> <p>③事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果を把握するため、引き続き、化管法第一種指定化学物質の届出排出量を測定指標とする。</p> <p>④引き続き、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標とする。</p> <p>⑤化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得るため、平成29年度に見直した調査計画を基に、化学物質の人へのばく露モニタリング調査の進捗を目標として設定し、国民の理解の促進を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会(食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委員会)において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。</p> <p>②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。</p> <p>③有識者の知見を踏まえて洗い出した論点について、今後、環境省、経済産業省の合同検討会を設置して議論していく予定である。</p> <p>④化学物質の人へのばく露量モニタリング調査については、専門家による検討会を設置し、調査設計の検討やデータの分析評価等を実施している。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	②化学物質排出把握管理促進法の見直しに関する検討会報告書
---------------------------	------------------------------

担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室	作成責任者名 (※記入は任意)	環境安全課長 瀧口 博明 環境リスク評価室長 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	------------------------------	--------------------	---	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-36)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究					
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症や黄砂等の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ②熱中症の健康影響について一般に普及啓発を行う。					
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般への普及啓発をはかる。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	83	102	85	81
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	83	102	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	75	95	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	-					

測定指標	①黄砂や花粉等の普及啓発資料の改訂回数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	1	2	1	1	2	-	
	年度ごとの目標値	-	1	1	1	1	1	-	-
	②自治体からの希望に応じて作成した熱中症啓発資料(リーフレット2種、はがき、カード)単位:千部	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	○
		-	1,366	2,539	3,132	3,064	3,313	-	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-
	③熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	年度	△
		-	89.8%	99.2%	100%	98.6%	95.5%	-	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・予防法等を記載したマニュアル等の各普及啓発資料を、年1テーマを目安に改訂している。 ②、③:熱中症に関する普及、啓発事業については、各自治体でどの程度熱中症に関する意識付けがなされているかどうかの指標として、自治体からの希望に応じて作成する熱中症普及啓発資料の部数及び都道府県、政令市、中核市、保健所政令市(アンケート対象自治体)における「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」を指標として設定した。資料の作成部数が前年度と比較して増加していることや、9割以上の調査自治体が暑くなる前から熱中症対策を行っていることを踏まえると、各自治体において一定の意識付けがなされているものと考えられる。
	施策の分析	①:黄砂や花粉等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を公表し、報道機関や国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進めた。 ②、③:熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の作成、熱中症対策シンポジウムや熱中症予防強化月間におけるイベントの開催等を通して、熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行うとともに、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインを作成し、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けて適切な熱中症対策の推進に資する取組を行った。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>①: 今後も引き続き、: 黄砂や花粉等に係る基礎知識・健康影響等を記載したマニュアル等の普及啓発資料を更新し、国民に情報提供をすることで、黄砂や花粉等による健康影響の発生予防に資する政策を進める。</p> <p>②、③: 今後も引き続き、熱中症の基礎知識や予防法等を記載したマニュアル等の普及啓発資料の更新を行うとともに、熱中症対策シンポジウムや熱中症予防強化月間におけるイベントや気象関連事業者との連携を通して、効果的かつ効率的に熱中症予防法について広く国民に普及、啓発を行う。また、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催に向けて、イベントの主催者に向けた熱中症対策に係るガイドラインの更新や、外国人旅行者に向けた普及啓発を行い、適切な熱中症対策の推進に資する取組を行う。特に、平成30年夏の酷暑において熱中症予防強化月間の延長、関係省庁連絡会議の参加メンバーの拡大など追加施策を講じたことも踏まえ、環境省の熱中症対策や文部科学省、厚生労働省等との連携を強化する。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①: 黄砂や花粉症に係る情報を掲載した環境省のホームページの閲覧数。</p> <p>②、③: 引き続き、熱中症普及啓発資料の作成数と、自治体向けアンケートにおける「暑くなる前からの熱中症対策実施割合」とを指標として設定する。</p>
----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>黄砂の健康影響については、有識者を集めたワーキンググループを開催した上で実施するとともに、「微小粒子状物質等疫学調査研究検討会」で進捗を発表している。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>①平成29年度 花粉症に関する調査・検討業務、平成29年度 黄砂による健康影響調査検討業務報告書 ②、③熱中症環境保健マニュアル2018、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2018</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>環境保健部 環境安全課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>環境安全課長 瀧口 博明</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年6月</p>
--------------	--------------------	----------------------------	-------------------------	-----------------	----------------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-④)

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。					
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	491,416	657,009	473,025	401,113
		補正予算(b)	78,301	297,826	-42,450	-
		繰越し等(c)	91,433	-55,886	97,462	-
		合計(a+b+c)	661,149	898,949	528,037	-
執行額(百万円)	548,242	852,812	445,447	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針 ・総理所信表明演説「原発事故で大きな被害を受けた福島では、帰還困難区域を除き、ほぼ全ての避難指示が解除されたことに続き、先月から中間貯蔵施設が稼働しました。除染土壌の搬入を進め、二〇二〇年には身近な場所から仮置き場をなくします。」(2017年11月・抜粋)					

測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<p>除染特別地域においては、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。</p> <p>なお、避難指示解除の要件(①空間線量率が推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること、②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること、③県、市町村、住民との十分な協議)が充足された地域は避難指示の解除が順次進められ、平成29年4月1日までに、帰還困難区域を除き、ほぼすべての避難指示が解除された。</p>		各自治体の特別地域内除染実施計画に定めるとおり	-
測定指標	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<p>政府としては、除染のみならず、モニタリングや食品の安全管理、リスクコミュニケーション等の施策を通じ、住民の方々が生活する中で、個人が受ける追加被ばく線量を、長期目標として、年間1ミリシーベルト以下になることを目指し放射線防護措置に取り組んでいるところ。</p> <p>その中で除染については、除染特別地域においては、上述の通り、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了し、汚染状況重点調査地域では、平成30年3月までに、全ての市町村で面的除染が完了した。</p> <p>なお、平成28年度末までに、12市町村において、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認され、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は104市町村から92市町村になっている。</p>		長期的な目標 総合的・重層的な放射線防護措置により個人が受ける年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す	-

		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
							長期的な目標	
中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入の推進		<p>福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を福島県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設については、平成28年3月に「中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」」を公表しており、これに沿って事業を進めている。</p> <p>用地については、平成30年3月末時点で全体面積の約52.8%に当たる約874ヘクタールが契約済となっている。</p> <p>施設については、平成28年11月に土壌貯蔵施設などの本格施設の整備に着工し、平成29年6月に除去土壌等の分別処理を開始し、10月には分別した土壌の貯蔵を開始した。</p> <p>輸送については、平成30年3月までに、累計で約76万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入したところである。</p> <p>除去土壌等の減容・再生利用については、平成28年4月に除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略を取りまとめ、同年6月には福島県内から発生した除去土壌を対象として「再生資源化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を公表した。これらに基づき、除去土壌の再生利用実証事業を進めているところ。</p>					中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入	—
仮置場から中間貯蔵施設への搬入量	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
	23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	29年度	○
	—	—	2千㎡	4.5万㎡	18.4万㎡	53万㎡	50万㎡	
年度ごとの目標	—	—	—	5万㎡	15万㎡	50万㎡		

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んできたところ。</p> <p>具体的には、国が除染を行う除染特別地域については、平成28年度末までに、全ての市町村で帰還困難区域を除く避難指示区域における面的除染が完了した。</p> <p>市町村が中心となって除染を実施する汚染状況重点調査地域についても、平成30年3月までに、全ての市町村で面的除染が完了した。</p> <p>なお、平成28年度末までに、12市町村において、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認され、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除された。これにより、汚染状況重点調査地域に指定されている市町村は104市町村から92市町村になっている。</p> <p>○平成28年3月に「中間貯蔵施設にかかる当面5年間の見通し」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。</p> <p>平成30年3月までに、累計で約76万㎡の除去土壌等を搬入し、施設の整備に必要な用地取得については、平成30年3月末時点で、約874haの用地を取得し、「当面5年間の見通し」で定めている目標を超えたところ。</p>
	施策の分析	<p>○面的除染の完了を受け、今後は、除染により生じた除去土壌等の適正管理を行うとともに、仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、取組を着実に進めていくことが重要。</p> <p>○引き続き、「平成30年度の中間貯蔵施設事業の方針」に基づき、用地取得、施設整備や除去土壌等の輸送を着実に進めていくことが重要。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>面的除染の完了を受け、今後は、除染により生じた除去土壌等の適正管理に取り組むとともに、仮置場等の原状回復に向けた取組等を着実に進めることが新たな課題となっているところ。については、平成30年度については、当該課題の現状と進捗を適切に確認できるよう、測定指標の見直しを行うこととする。</p> <p>一方、中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入については、引き続き継続的な取組が必要であり、現行の指標を維持する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会、環境回復検討会、中間貯蔵施設安全対策検討会、中間貯蔵施設環境保全対策検討会、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る検討会、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会等
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生事業担当 参事官室 環境再生施設整備 担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意) — 23 —	環境再生事業担当参 事官 環境再生施設整備担 当参事官	政策評価実施時期	平成30年8月
-------	--	------------------------------	--------------------------------------	----------	---------

平成29年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省29-④)

施策名	目標10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策					
施策の概要	今般の東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。					
達成すべき目標	原子力被災者の健康確保、健康不安の解消					
施策の予算額・執行額等	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,256	2,151	2,194	2,170
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	2,256	2,151	2,194	-
執行額(百万円)	1,425	1,233	1,357	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針 					

測定指標	①研究の採択等件数 (被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究)	基準値	実績値					目標値	達成
		24年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
		15	22	20	23	25	20	20	
	年度ごとの目標値	-	20	20	20	20	20	-	-
	②受講者満足度(%) (保健医療福祉等関係者研修会、住民セミナー平均)	基準	実績値					目標	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
		92	92	87	90	92	80	80	
	年度ごとの目標	-	80	80	80	80	80	-	-
	③専門家派遣件数 (相談員支援センターにおける専門家派遣件数)	基準	実績値					目標	達成
		26年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	毎年度	○
11		11	51	72	96	72	72		
年度ごとの目標	-	-	-	72	72	72	-	-	
④福島県「県民健康調査」の進捗	施策の進捗状況(実績)						目標	達成	
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	福島県「県民健康調査」の着実な実施	○	
	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施	福島県に県民健康調査に係る交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、有識者による研究成果及び次年度の研究計画の評価を実施し、25件の採択等実施した。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)においては、統一的資料を改訂するとともに、住民からの相談に対応する保健医療福祉関係者、教育関係者等への研修、住民を対象とした住民セミナーや少人数での意見交換会等を実施し、92%の受講者満足度を得た。なお、受講者の声として、必要な情報を得て不安が解消されたという声もある一方、説明内容の重点化や一回だけでは理解しにくいという声があった。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)については、いわき市に設置した放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターにおいて、相談員から寄せられる放射線による健康不安等に係る相談対応や、96件の専門家派遣を実施した。 ・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、福島県に県民健康調査にかかる交付金を交付するとともに、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等を実施した。
	施策の分析	原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等の国として実施すべき事業を行った。また、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議 中間取りまとめ」を受けた「環境省における当面の施策の方向性」を踏まえた対応を行う必要があることも踏まえ、以下のとおり課題を整理した。 <ul style="list-style-type: none"> ・被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究(測定指標①)については、「施策の方向性」のうち「事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進」「福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握」について実施する必要がある。 ・安心・リスクコミュニケーション事業(測定指標②)は、「施策の方向性」において「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を図るとされているため、実施する必要がある。なお、実施に当たっては、説明内容の重点化や実施回数などについて改善が必要である。 ・放射線影響に関する相談員の支援拠点事業(測定指標③)においては、施策の方向性における「リスクコミュニケーション事業の継続・充実」を受け、避難指示解除の拡大に伴う相談等の増加に対応していく必要がある。 ・福島県「県民健康調査」の進捗(測定指標④)においては、施策の方向性において、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実を図るとされており、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上記のような成果と課題の整理ができたことを踏まえ、これを継続して実施する</p> <p>【測定指標】 施策目標の全体的な達成度を測定する指標として、より適切な項目立て等を継続して検討する</p>

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部放射線健康管理担当参事官室	作成責任者名 (※記入は任意)	放射線健康管理担当参事官 前田 光哉	政策評価実施時期	平成30年6月
-------	--------------------	--------------------	-----------------------	----------	---------